

令和元年度経済財政白書特集

CONTENTS

政策分析インタビュー

グローバル化が進む中での
日本経済の課題

小林 俊介

大和総研 経済調査部 シニアエコノミスト

トピック

「令和」新時代の日本経済
—令和元年度経済財政白書より—

齋藤 美松

政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(総括担当)付

経済財政政策部局の動き:経済の動き

米中貿易摩擦の継続と
不確実性の高まり

～世界経済の潮流2019 Iについて～

林 清可

政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(海外担当)付

経済財政諮問会議の理念と歩み

経済財政諮問会議の理念と
発足までの経緯 (2)

前川 守

流通科学研究所 副所長(元内閣府審議官)

最近のESRI研究成果より

新しいデジタル技術が
労働市場へ及ぼす影響についての
実証分析

北原 聖子

経済社会総合研究所 研究官

組織マネジメントに関する
調査結果について

堀 展子

経済社会総合研究所 研究官

ESRI統計より

デジタル経済の捕捉に関する
国際的議論について

須永 泰典

経済社会総合研究所 国民経済計算部 企画調査課

法人企業景気予測調査における
見直しについて

永橋 彩子

経済社会総合研究所 景気統計部

政策分析インタビュー

グローバル化が進む中での
日本経済の課題

大和総研 経済調査部 シニアエコノミスト

小林 俊介

2019年7月、政府は「令和元年度年次経済財政報告」、いわゆる経済財政白書を公表しました。白書では、グローバル化が進展する中での日本の貿易・投資構造の変遷を確認した上で、現在の世界貿易や海外経済の動向の日本経済への影響やグローバル化が日本経済にもたらす恩恵について分析しています。

今回は、日本及び世界の経済・金融市場の分析をご専門とされる小林シニアエコノミストに、グローバル化が進む中での日本経済の課題についてお話を伺いました。

●日本経済の現状と先行き

——2019年下半年又は2020年に向けて世界経済の不透明感が高まる中、何が日本経済のキーポイントになるとみていますか。

(小林氏) 日本経済の潜在成長率は0.8%程度とみていますが、そこには達しないものの、若干の低空飛行を続け、かろうじて拡大が続くとみています。

成長率が低空飛行を続ける要因として、一つは外需、輸出がマイナスではないものの、少なくとも過去に比べれば寄与が小さい点が挙げられます。これには大きく分けて要因が二つあります。マイナーポイントとしては米中貿易摩擦に伴う輸出の減退があり、これにより累積的に日本からの輸出が1兆円前後落ち込むと見えています。これは大体GDP比0.2%ポイントであり、主要な要因ではなく、あくまで頭を抑える要因です。

輸出を抑えている主な要因は、世界的な景気循環の問題です。在庫と資本ストックの両循環が、現在、成熟・調整局面を迎えつつあります。在庫循環の前のボトムはチャイナショック後の2015年-16年でした。2017年は、中国における財政拡大、アメリカにおける減税期待などから景気が若干加熱した側面があります。この間に在庫が積み上がり、現在は世界的な在庫調整の時期にあります。そのため、今後、輸出が拡大



に転じるまでには、まだしばらく時間がかかるとみています。また、資本ストックの循環で見ても、ここ10年近く拡大が続いており、成熟局面を迎えつつあります。

日本国内でも在庫調整が始まり、設備稼働率も高くありません。また、去年までは非常に強かった雇用の伸びも、今年入り後は鈍化しています。働き方改革の影響もあり、一人当たり労働時間の伸びにも鈍化がみられます。雇用者所得もそこまで強くなく、そうした中では消費も鈍化せざるを得ません。外需の足踏み、在庫調整、所得や設備投資の鈍化、消費増税といった、各々は小粒ながらも悪材料が揃っていることを考えると、2020年度にかけては力強さのない成長が続くという見通しがメインシナリオになってきます。

明るい材料としては、家計、企業ともに十分な貯蓄が残されている点が挙げられます。例えば、過去数年間、日本の家計の消費性向が下がってきていますが、これは共働き世帯が増え所得も増えた一方、消費をそこまで増やさなかった結果です。その分だけ貯蓄にバッファーができています。そうなりますと、消費増税で実質所得が多少減っても、そこまで消費を落とさない可能性があります。また、今回の消費増税の財政緊縮効果は、教育無償化等の影響を差し引けば前回の8兆円に対して今回は2兆円であり、各種対策も打っているため、そこまで悲観していません。2014年の消費増税で特に消費が落ちた低所得世帯や年金世帯は注意する必要がありますが、そういった方々向けの対策も採られており、前回ほどの打撃はないのではないかと考えています。

米中貿易摩擦については、アメリカが中国からの全輸入に対して25%の追加関税をかけた場合、1,350億ドルの追加コストとなり、決して小さな額ではないというのは事実です。ただ、これをアメリカの対GDP比でみると1%に届きません。他方でアメリカは7月にいわゆる「財政の崖」を回避しており、財政緊縮にはならないとみられます。共和党も民主党もこの裁量的支出の上限引上げでは合意しており、おそらく関税に相当する分以上の財政拡充をやってくると思います。

国内の貯蓄によるバッファー、それに加えてアメリカを中心とした財政の拡張は、日本経済をある程度下支えする要因になると期待しています。

●米中貿易摩擦

——米中貿易摩擦のお話がありました。この背景には短期では解決できない奥の深い問題があると思います。短期、中長期の米中貿易摩擦の行方について、どのようにみられていますか。

(小林氏) 米中貿易摩擦には二つの意味があると思います。一つは、覇権争い、すなわち、レジーム同士の戦い、あるいは文明の衝突ということです。もう一つは、アンチグローバリゼーションです。

まず、前者について、アメリカの対中政策は1990年代まではどちらかといえば融和的でした。中国を資本主義陣営に入れ、その恩恵を享受させることで、最終的には資本主義化、民主主義化が進むという考えが正当化されていました。この背景には、米ソ冷戦の中で味方を増やす必要があったと考えられます。しかし、強制的技術移転や知財権保護の問題は、場合によってはWTOルールに抵触し、アメリカが中国に対応を求めているというのが、米中関係のもともとの構図です。そうした中、アメリカの世論を刺激する出来事が、共産党大会が開催された2017年に起きました。一つが「一帯一路」、もう一つは「中国製造2025」です。

「一帯一路」に関しては、発展途上国の一部に貸出を行い、返済できなくなった国から港の租借権をとっていると言われています。その港の場所が中東からの原油の輸送ルートであることから、防衛上の目的があるのではないかと批判もされています。

また、「中国製造2025」の中では、アメリカを2025年までに技術力で、2035年までに経済力で抜き、2045年に軍事力で肩を並べると謳われています。この話は、2015年にマイケル・ピルズベリーが書いた、中国が建国100周年の年に西側諸国に対して挑戦する

のではないかというアイデアとオーバーラップし、アメリカ世論が反中に大きく傾いてしまいました。経済の文脈を飛び越えて中国に対峙する状況になっており、経済面での痛みが多少出ても対立が続く可能性があります。

もう一点のアンチグローバリゼーションですが、誤解を恐れず申し上げますと、冷戦の終結から足元までの動きと、いわゆる一次大戦と二次大戦の戦間期である1919年から1939年の二十数年間の動きがかなり似通っています。一次大戦の後の戦間期は、一時的にグローバリゼーションが進展し、その結果、世界経済や貿易が大きく成長した時期です。そういったブライトサイドの一方で、ダークサイドとしては、『底辺への競争』(Race to the bottom)がありました。国際競争が進む中で、各国政府は企業誘致のため、法人税減税を実施し、その一方で他の税を引き上げました。また、労働規制も緩和し、労働者は底辺への競争を強いられました。結果として、格差問題が発生し、グローバリゼーションへの反動に繋がっていきます。その中で大恐慌が発生し、アメリカはスムート・ホーリー法という形でグローバリゼーションに背を向け、イギリスは金本位制から離脱し、いち早く通貨を切り下げます。

現在に目を向けると、冷戦終結以降はグローバリゼーションも進展し、軍事用であったインターネットの技術が生活の発展に相当程度寄与するなど、ブライトサイドは間違いなくありました。ただし、いわゆる底辺への競争のようなことがなかったとは、正直言いきれません。法人税の切下げ競争が行われ、欧州では付加価値税が引き上げられました。世界的に国際競争の激化や、賃金上昇率の鈍化がみられ、格差は拡大しました。また、限界消費性向が高い低所得者の賃金が上昇せず、限界消費性向が低い高所得者の利益が増えることは、世界的な貯蓄の増加、そしていわゆる「長期停滞」の議論ともリンクしてきます。

本来、これを是正するための対策について建設的な議論を行うべきですが、リーマン・ショック以降、非労働力化する人口も増加する中、そもそも国際分業、グローバリゼーションが間違いであり、それを止めるべきであるという世論が盛り上がり上がってしまっているのも、また事実だと思います。

米中間の争いは、覇権争いという側面がある一方で、平和の配当を享受した人とそれ以外の人の格差が拡大した結果、リーマン・ショックがきっかけとなり、グローバリゼーションへの反動が発生しているという、

二つの側面があるのだと思います。つまり、こういった課題に対する解決策が採られない限り、現時点の追加関税の経済的影響は大きくないので大丈夫という話にはなりません。まだこの先、日本経済にとって、更にダウンサイドリスクが大きくなる可能性もあります。

●グローバル化への対応

——グローバル化に関連し、白書の中でもボーダーレスに活動を行う企業の方が賃金水準が高いと論じています。企業のグローバル化が進む中で、雇用の質や安定性を確保するために政府は何を行うべきだと思いますか。

(小林氏) 最終的な姿としては、国際課税の枠組がある程度は揃えていく必要があると思います。これを大きな目標としつつ、それが当面は大きく変わらない中で一カ国として何をしていくべきかという、二層で考えていく必要があると思います。

全ての課税システムを統一することが必要だとは思えませんが、国際企業の存在感が強まる中、一定の国際課税の枠組がないまま、ある種の底辺への競争を続けることは、世界経済全体にとっての最適解ではなくなってしまう可能性が高いと考えています。

また、近年は新たな問題も浮上しつつあります。かつては、生産立地や企業立地が基本的どこかに決まっていた、それを呼び込むための競争でした。現在は技術の発展の結果、ボーダーレス化が非常に進展しています。データや海外への投資から受け取る配当にしても、どの時点でそれを企業の利益としてカウントするかなど、非常に難しい問題が発生しています。

この問題と非常に強く結びつくのがデータの扱いです。データは21世紀の油田といわれるように、それを分析することで非常に大きな富をもたらしますが、個人のデータの利権に関し、その所有者や、利益に対する税金の負担といった課題が山積しています。おそらくここから数十年かけて対応していくという難しい時代に入っています。

さて、このように問題が残る中でも、グローバリゼーション自体は当面まだ続いていくという前提に立つのであれば、日本企業がこれに背を向けるのは得策ではないと思います。白書の中でも分析されていますが、企業の海外進出は、スケールメリットや、進出による Learning By Doing からのフィードバック効果があり、生産性を高めます。また、世界経済の成長の恩恵を受ける上で、日本企業の海外進出は今後も推進し

ていく必要があると思います。そのような視点に基づく政策はすでに日本政府は進めてきていると思いますので、今後も開放路線を続けることが重要です。

一方で、海外経済とのリンクを強めることは、経済構造がハイリスク、ハイリターンになることも意味します。国際化を推進する一方で、リスクをいかにして小さくしていくかについては、官民両方やれることはあると思います。

民間では、販費と売上の通貨を合わせることで為替リスクを小さくする動きは、過去10年程度でかなり進んでいると思います。結果として、数年前にはJカーブ効果が働かないという話もありましたが、これはきちんと恩恵を享受しつつリスクを小さくする努力の結果であり、歓迎すべき動きです。

一方で、政府には今後、必要に応じて機動的な財政政策が求められる局面も増えてくると思います。例えば、不況時に雇用が失われた結果、新卒で入社できなかった人たちがそのまま非労働力化し、生産性の低い人材となり、市場に戻れないという問題があります。これは長期停滞の一つの要因になりますが、世界経済とのリンクが強まれば、不況が来たときに雇用が失われるというリスクは大きくなります。その際に、機動的に採れる政策メニューを多めに持つことが必要です。裏を返せば、好景気の間に、ある程度その財政のバッファーを持つことが必要なのだと思います。——日本政府はTPP等海外との連携を進める一方で、雇用については職業訓練の充実を図ろうとしています。現在の政策バランスは方向性としては好ましい形になっていると思われますか。

(小林氏) 大きな方向性としては、非常に合理性の高い政策の組み合わせになってきていると思います。

1997年以降の日本の年代別フィリップスカーブをみると、40歳代のところだけ格段に失業率や非労働力化率が高く、賃金上昇率が低いという傾向がみられます。実は、アメリカでも過去10年程度同様の現象がみられます。例えば、足元で失業率は過去最低水準ですが、就業率は2008年にボトムをつけた後、上昇に転じているとは言え、未だに1980年代からリーマン・ショックまでの最低水準にあります。これは、非労働力人口が非常に増えていることを意味します。これが固定化すると、将来的にも生産性が低水準のままの人材が、言わば「負の履歴効果」として残ってしまいます。

この対応のため、非常に早い段階での財政金融政策

や、各種の支援政策が必要になるというコンセンサスがアカデミックにも形成されつつあります。その中で、日本の政策も同じ方向を向いているというのは、グローバル化のリスクを抑えるという意味においても、非常に整合性のとれた政策ミックスになってきていると言えます。

●国際収支と為替

——経常収支をみると、日本は世界最大の債権国になっています。将来的に人口が減少する中、日本の国全体としてのアセットアロケーションについてのお考えをお聞かせ下さい。

(小林氏) 国際収支の発展段階の仮説で言えば、日本は今、未成熟な債権国から成熟した債権国への過渡期にあります。コスト面で比較優位があり、生産年齢人口比率が高まっていく局面では、貿易収支が黒字化し、そこで稼いでいくこととなりますが、日本はその段階を過ぎています。生産年齢人口比率は1995年頃から低下しています。また、ユニットレバーコストの安さを売りにして輸出をするという発展段階もすでに終わっています。ですから今後は、積み上がった対外純資産をうまく活用し、GNPベースでの成長を維持していくというのは、重要な視点になってくると考えます。

海外資産の活用について、海外での投資収益を再投資する形で、量的な拡大は続くと思います。問題は、量ではなくその収益率です。日本の海外資産の収益率がそこまで高くない理由の一つとして、国債等の安全資産のウェイトが比較的高いことが挙げられます。リスクをコントロールしながら、現在よりも高リスク・高リターンを目指すことが必要だと思います。

また、直接投資に限っても、収益率が高くないという課題は残ります。日本企業の海外売上高は、現時点で300兆円近くと小さくありません。その上で、収益率が米英と比べ改善の余地がある理由としては、これらの国は、川上のプラットフォーム部分での商売のつくり方や、新しい商慣行に対する先見の明や理解が進んでいることがあるのだと思います。そういう点を日本が学びとることも重要です。

また、日本の場合は、海外債券、純資産が大きい結果として、海外で不況が起こると、例えば海外のドル建て資産を売却して国内での支払いに充てるという、いわゆるリパトリエーションが起き、円高が進みやすいという構造もあるので、円高リスクに備えることも重要です。

こうした点を鑑みながら、リスクテイクの拡大と、リスクテイクをしたときの期待収益率の上昇の両面から、海外投資収益の拡大を目指していく必要があると考えています。

——日本のポートフォリオバランスで国内偏重が強いのは、為替レートリスクを個人・個社で負うには大きすぎるという点もあるのだと思います。現在の変動為替の仕組についてのご意見をお聞かせ下さい。

(小林氏) 通貨というのは、遡れば、徴税権等によってその価値が担保された債権という見方もできます。それが金本位制やドル本位制に移りましたが、さらにそこを飛び越えて、通貨そのものが兌換性を持つ世界になりました。つまり、通貨がなぜ価値を持つのかという点が曖昧になってきています。そうした中で為替レートが完全に変動相場制になれば、非常にボラティリティが大きくなる可能性があります。すなわち、変動相場制には、国際金融のトリレンマの解消やスムーズな為替の調整といった利点もありますが、コストもあるということです。

こうしたコストを抑制する上では、管理フロート制も検討されうと思いますが、その場合、均衡水準を決めることが非常に難しいです。そのため、セカンドベストとして変動相場制が選ばれているのだと思います。現実には、現状がある程度均衡に近いことを前提として、大幅な為替レートの振幅を抑えるような調整を各国・地域で行っていくことが対症療法になるのだと思います。

ただ、環境が変われば最適な選択肢も変わってきますので、いわゆる国際金融のトリレンマの中でどれを落とすかということは、常に虚心坦懐に考えなければいけないことだと思います。もし仮に、変動相場制よりも固定相場制の方がメリットが大きく、自由な資本移行と独立した金融政策のいずれかを落としてでも選択すべきであるという理由が生じれば、将来的には固定相場制が視野に入る可能性も、否定はできません。ただし、現時点では、固定相場制のメリットよりもコストの方が大きいということだと思います。

(聞き手：内閣府政策統括官(経済財政分析担当))

付参事官(総括担当) 堤 雅彦)

(本インタビューは、令和元年8月16日(金)に行いました。なお、インタビューの内容は、以下のページからもご覧いただけます。

http://www.esri.go.jp/jp/seisaku_interview/seisaku_interview2012.html)

トピック

「令和」新時代の日本経済

—令和元年度経済財政白書より—

政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(総括担当)付
齋藤 美松

はじめに

本稿では、「令和元年度経済財政白書」を紹介する。本年は、少子高齢化や、海外経済の不確実性に直面する我が国の状況の中で、第一に日本経済の課題の分析、第二に高齢者、女性、外国人材等の多様な働き手を促す方策、第三にグローバル化の進展を経済の発展に活かすための課題を論じている。

第1章 日本経済の現状と課題

我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準を保つ中で、個人消費や設備投資が増加傾向で推移しており、緩やかな回復が続いている。

内需の柱の一つである個人消費は、国民全体の稼ぎである総雇用者所得が増加しており、振れを伴いながらも持ち直している。もう一つの内需の柱である設備投資についても、製造業の一部に中国経済の減速の影響を受けた機械投資の先送りがみられるものの、企業の設備投資計画は堅調である。Society 5.0に向けた新技術への対応や、省力化投資、都心再開発など建設需要の底堅さ等に支えられ、緩やかな増加基調は維持されている。

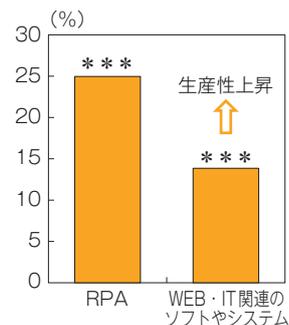
一方、中国経済の減速や世界的な情報関連財需要の衣服等の影響で、2018年後半以降、輸出や生産の一部に弱さもみられている。特に、海外出荷比率の高い生産用機械や電子部品デバイスでは、生産の減少や投資の一部先送りがみられる。緩やかな減速を続ける中国経済、米中間の通商問題、英国のEU離脱等、今後の海外経済の動向の影響に注意が必要である。

また、国内経済の先行きの動向に関しては、2019年10月に消費税率の引上げが実施された後、内需を支える柱の一つである家計の所得・消費動向が重要なポイントとなろう。個人消費については、若年層を中心にした消費性向の低下もあり、雇用・所得環境の改善に比べると緩やかにとどまっている。賃金の底上げと将来の

キャリアパスの展望を拡げることや、働き方改革を通じた長時間労働の是正による消費機会の増加が重要である。また、消費税率引上げにあたっては、政策効果によって消費動向が平準化されることが期待される。

企業の人手不足感が高まる中で、生産性の向上による賃上げや消費の喚起といった好循環を作り出していくことも重要な課題である。人手不足の要因を分析すると、売上高の増加という需要要因もあるが、賃金の低さや離職率の高さなども影響している。また、人手不足感のある企業は、人員が適正と答える企業と比較して、労働生産性や資本装備率が低くなっている。人手不足の緩和に向けて、様々な省力化投資(ex. RPA)を強化するとともに、人材育成を強化すること等により生産性を高め、賃金の引上げを進めていくことが重要である(図1)。

図1 省力化投資の労働生産性への影響



(備考) 白書第1-4-5図(2)より。
***印は1%水準で有意であることを示す。

第2章 労働市場の多様化とその課題

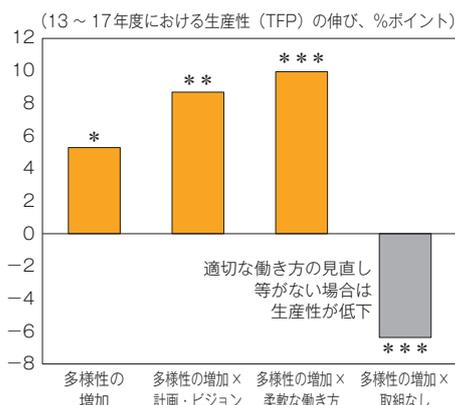
労働市場では、企業の人手不足感が高まる中、高齢者、女性、外国人材等の多様な働き手が増加している。多様な人材の活躍が進んでいる背景として、女性にとっては、近年の育児施設の増加等の両立支援策の強化、65歳超の雇用者にとっては、人生100年時代を迎え、健康維持や社会貢献という側面からの就業意欲の高まりがある。外国人材については、様々な在留資格制度が整備される中で、全ての在留資格(アルバイトや専門・技術的分野など問わず)において労働者の増加がみられる。企業の視点からは、業務拡大に伴う人手不足への対応だけでなく、多様な人材の活躍による新しい発想の創出、専門知識の活用を期待する企業も多い。

こうした多様な人材の活躍を促すためには、働き方や雇用制度の見直しが不可欠である。具体的には、柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの改善等の働き方

の変革を行うことにより、女性や高齢者、介護や育児との両立を目指す人など、様々な人材の労働参加の促進が期待される。また、日本的雇用慣行と呼ばれる長期雇用と年功による昇進・昇給制度を見直しは、中途・経験者採用や外国人材等の活躍を促す効果があると考えられる。さらに、組織的に働き方改革などを進めている企業であっても、その現場における管理職の適切なマネジメントが多様な人材の活躍のために必要である。定年後の再雇用については、労働時間や賃金変化が就業意欲に大きな影響を与えるとみられ、そうした影響を勘案した定年制度・再雇用制度の見直しが重要である。

多様な人材が活躍することの経済的な効果について、企業レベルでみると、収益率、生産性、人手不足の緩和に対してプラスの効果が期待できる。ただし、こうした効果をあげるためには、働き方や雇用制度の見直しといった取組とセットで行うことが重要である（図2）。

図2 人材の多様性が生産性に与える効果



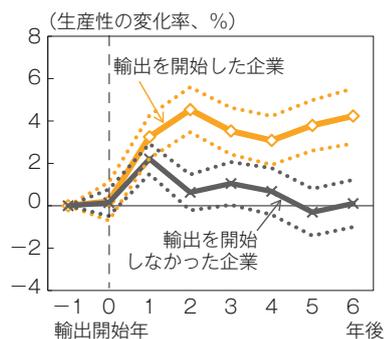
(備考) 白書第2-3-2図より。
***、**、*印は、1%、5%、10%水準で有意であることを示す。

第3章 グローバル化が進む中での日本経済の課題

世界的にグローバル化が進展する中で、自由貿易体制を維持・発展させ、経済連携を強化することは、より質の高い雇用を生み出すとともに、新たな技術やノウハウの取得を通じて、国民全体の所得を高め得るものである。グローバル化に対応し、それを経済発展にいかにか活かしていくかは、我が国経済の潜在成長率を高める上で重要な課題の一つである。

これまでの我が国の貿易・投資構造の変遷をみると、経常収支は黒字で推移してきたが、その内訳は大きく変化している。具体的には、貿易黒字が大幅に減少する一方、海外からの投資収益など所得収支の黒字が着

図3 グローバル化による日本企業の生産性の向上



(備考) 白書第3-3-2図より。
点線は±1標準誤差を示す。

実に増加している。ただし、貿易黒字が減少する中にも、我が国は複雑度の高い機械や部品等において、依然として高い競争力を有しているほか、サービス貿易についても、国際的な技術取引やインバウンドの増加等によって競争力を高めつつある。また、所得収支の黒字幅増加の背景には、我が国企業の海外展開が進む中での、海外企業の買収を含む対外直接投資の増加がある。我が国企業は、財・サービス貿易、投資収益等を通じて、世界で稼ぐ力を高めている。

我が国経済が貿易・投資やサプライチェーンを通じて世界経済との係わりを深めていることは、海外経済の動向が我が国経済に与える影響も大きくなっていることを意味する。そのため、米中間の通商問題や、英国のEU離脱の帰趨が、サプライチェーンを通じて日本経済に与える影響や、不確実性の高まりによる設備投資等への影響にも注意する必要がある。

グローバル化の恩恵について、個別企業のデータを用いた実証分析では、輸出や対外直接投資などを行う企業は、そうではない企業と比べ、生産性や雇用者数、賃金の水準が平均的に高いとの結果が得られた。また、輸出を開始することや、海外企業との共同研究・人材交流等を行うことにより、企業の生産性が向上する可能性も示唆された（図3）。他方、貿易を行うことで産業内での技能労働への需要が高まり、技能の高い労働者と技能の低い労働者の賃金格差の拡大につながる可能性もある。

これらを踏まえると、グローバル化が進む中で競争力を保ち、その成果を広く国民に還元するためには、個別企業において、海外との人的交流や人材投資等を通じて海外の技術やノウハウを取り込み、社会的には、格差拡大への対処として、教育・訓練の強化や雇用の流動性の確保、セーフティネットを整備することも重要である。

齋藤 美松（さいとう よしまつ）

経済財政政策部局の動き：経済の動き

米中貿易摩擦の継続と不確実性の高まり

～世界経済の潮流2019 I について～

政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(海外担当)付

林 清可

はじめに

2018年から続く米中間の貿易摩擦は、2019年も継続している。世界のGDPに占める割合が第1位と第2位の経済大国であるアメリカと中国が互いに貿易制限的な措置を実施する事態は、経済活動の不確実性を高め、経済成長を阻害する要因となることから、両国の対応に世界中が注目している。こうした状況を踏まえ、7月に公表した「世界経済の潮流2019年 I」（以下「潮流」という。）では、2019年前半における米中貿易摩擦をめぐる動きを振り返り、さらに、継続する米中貿易摩擦がアメリカ経済、中国・アジア経済、世界経済に与える影響の分析を行った。本稿ではその一部を紹介する。

継続する米中貿易摩擦

アメリカと中国が互いに追加関税措置を賦課しあう中、2019年前半までに表明されたアメリカによる追

表1 アメリカの追加関税措置（潮流公表時点）

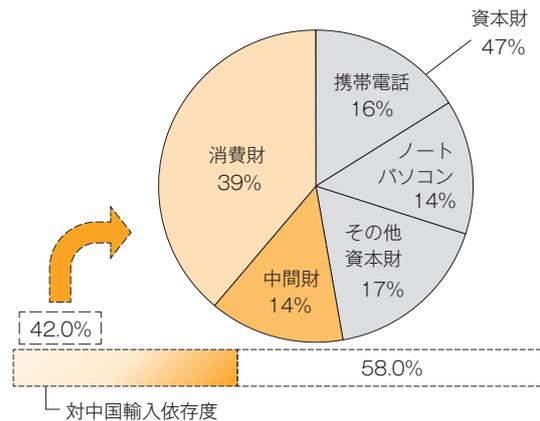
(最終版リスト公表日) 関税賦課開始日	内容	対象項目の具体例
第1弾 (2018年6月15日) 2018年7月6日	340億ドル相当 25%追加関税	産業機械 電子部品
第2弾 (2018年8月7日) 2018年8月23日	160億ドル相当 25%追加関税	プラスチック製品 集積回路
第3弾 (2018年9月18日) 2018年9月24日 2019年5月10日	2,000億ドル相当 10%追加関税 25%追加関税	食料品 家具
第4弾 (備考) 3. を参照	3,000億ドル相当 最大25%追加関税	携帯電話 ノートパソコン

(備考) 1. アメリカ通商代表部より作成。
2. 追加関税の対象とする輸入額は、それぞれの政府が公表している額。
3. 第4弾については、9月1日より15%の追加関税を賦課(8月1日、23日公表)。ただし、特定の対象項目(携帯電話、ノートパソコン、玩具、衣料品等)(約1,600億ドル相当)については、12月15日まで賦課を延期(8月13日公表)。第1～3弾については、10月1日より追加関税率を5%引上げ(8月23日公表)。

加関税措置の対象項目の構成をみると、第1弾及び第2弾は、「中国製造2025」¹を念頭に置いた制裁措置であったことから、資本財や中間財がそのほとんどを占めていた。一方、第3弾及び第4弾は、「中国製造2025」に関連する品目のみならず、中国がアメリカへ輸出する幅広い品目に対象が拡大した(表1)。

特に第4弾では、消費財が約4割を、携帯電話やノートパソコン(資本財の内数)が約3割を占めている。また、アメリカの追加関税対象品目の輸入のうち、中国からの輸入が占める割合をみると、第1弾から第4弾にかけて徐々にその割合が増加しており、第4弾では4割を超えている(図2)。つまり、第1弾から第3弾までは中国以外の国からも輸入できていた財が多いが、第4弾では中国以外の国から輸入することが困難な財、すなわち、輸入を中国へ依存している財が多くを占めているといえる。

図2 アメリカによる追加関税措置(第4弾)の対象項目の構成



(備考) 1. アメリカ商務省、国際連合より作成。
2. 対象項目の構成は、内閣府において試算。金額ベース。

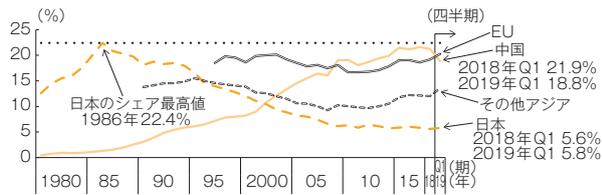
米中間貿易の縮小と相互依存関係

アメリカと中国の追加関税措置の応酬により、アメリカの輸出入に占める中国の割合は低下している。特に、アメリカの輸入に占める国・地域別の割合をみると、2018年1～3月期の中国の比率は21.9%と高い割合であったものが、2019年1～3月期には18.8%まで低下し、EUを下回っている一方でその他アジアの比率の上昇がみられる(図3)。

米中貿易摩擦がグローバル・バリュー・チェーン(GVC)を通じて世界各国・地域へ与える影響について考察するために、中国からアメリカへの輸出の主要

1 中国政府が2015年5月に発表した製造業の高度化のための行動計画。2049年(建国100周年)までに世界をリードするトップクラスの製造強国になるための行動計画の第一段階と位置付けられている。

図3 アメリカの輸入に占める国・地域別シェア

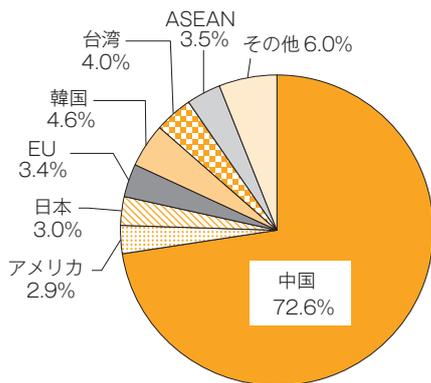


(備考) 1. アメリカ商務省より作成。
2. その他アジアは、ASEAN、台湾、韓国の合計。その他アジアの2019年Q1は、未季節調整値。

輸出品であるコンピュータ及び電気・電子機器（以下、コンピュータ等）の付加価値構造について確認すると、2015年の中国からアメリカへの輸出のうち約7割が中国の付加価値となっている。その他の部分は中国以外からの付加価値であるが、その多くはアジア主要国・地域からとなっている（図4）。すなわち、アメリカの中国に対する追加関税措置は、GVCの進展を通じてアジア主要国・地域の中国向け輸出に大きく影響する可能性がある。

中でも、高いシェアを占める韓国及び台湾については、経済規模（GDP）がアメリカやEUと比較して小さいことを考慮すると、仮に今後、米中間の追加関税措置の対象がほぼ全ての貿易財に広がり、コンピュータ等の中国からアメリカへの輸出が更に減少することになった場合、これらの国の経済への影響は大きいものとなる考えられる。

図4 中国からアメリカへのコンピュータ等の輸出の付加価値の国・地域別シェア（2015年）



(備考) OECD.Statより作成。

アジア諸国・地域の輸出への影響

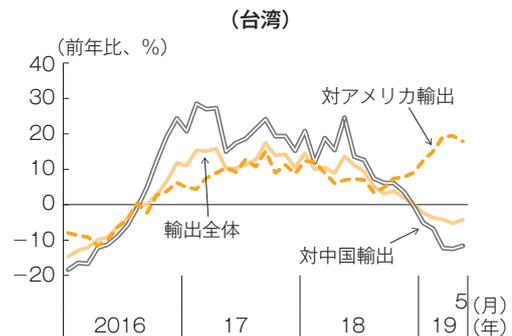
実際に、アジア諸国・地域をみると、2018年末以降、中国向けを中心に輸出が低調となっている。

中国向け輸出が低調となる一方、特に、台湾やベトナムにおいて、アメリカ向け輸出が大幅に増加しており、品目をみてもアメリカが2018年に中国に追加関

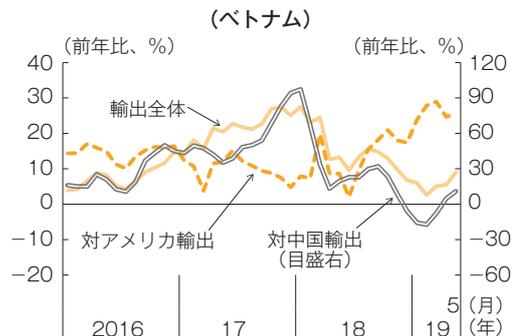
税を賦課したものと重なっていることから、中国からの輸出が代替されている可能性も考えられる（図5）。

ただし、米中貿易摩擦を避けるため、中国から第三国を経由した迂回輸出が行われている可能性も指摘されている。ベトナムでは、2019年に入り、アメリカ向け輸出が一段と増加しているが、同時に、中国からの輸入も増加していることから、迂回輸出がアメリカ向け輸出の増加の一因となっている可能性がある（図5）。

図5 台湾・ベトナムの輸出（前年比・3か月移動平均）



(備考) 1. 台湾財政部より作成。
2. ドルベース。



(備考) 1. ベトナム税関総局より作成。
2. ドルベース。

おわりに

GVCの進展により、アメリカの中国に対する追加関税措置は、中国の対米輸出のみならず、アメリカやアジア主要国・地域の対中輸出にも影響を与えるようになっていくとみられる。また、米中間の貿易では、幅広い国・地域の付加価値を含んでいるため、その影響は当事国間や第三国との間で増幅され、世界経済全体に対して更なる下押し効果をもたらす可能性もある。

米中双方における追加関税措置のエスカレーションは、米中両国のみならず、世界経済全体にとっても決して望ましいことではない。今後の米中間の貿易協議の進展が期待される。

林 清可（はやし さやか）

経済財政諮問会議の理念と歩み

経済財政諮問会議の理念 と発足までの経緯 (2)

流通科学研究所 副所長 (元内閣府審議官)

前川 守

第1部 経済財政諮問会議の理念と発足 までの経緯

前号 (ESR No.25) より経済財政諮問会議の理念と歩みをまとめている。前号では、第1部 経済財政諮問会議の理念と発足までの経緯のうち、(1) 行政改革会議における内閣機能の強化の議論、(2) 経済財政諮問会議の必要性について述べた。以下ではその続きとして、(3) 経済財政諮問会議の名称、(4) 経済財政諮問会議の事務局、(5) 内閣府設置法の重要ポイントをまとめる。

(3) 経済財政諮問会議の名称

①名称に関する議論：「経済財政諮問会議」か「経済諮問会議」か

「経済財政諮問会議」という名称は、行革会議の委員の1人であり、行革会議の事務局長を務めた水野清内閣総理大臣補佐官が、当初から主張していたものであり、米国の経済諮問委員会 (CEA, Council of Economic Advisers) に倣ったものである。なお名称は米国CEAに倣っているが、米国CEAは、経済学者の委員長と委員2人で構成される等、我が国の経済財政諮問会議とはかなり異なる組織となっていることに注意が必要である。

行革会議の審議段階では、会議の任務は、「基本的な経済政策及び予算の基本方針について、総合的・戦略的な立案・調整を行う」ということについては、当初から合意があったが、名称に予算を意味する「財政」を入れるか否かというのが論点となった。

「財政」をいれずに「経済諮問会議」とするという意見は、元々「経済」の中には「産業、貿易、労働、厚生、財政、金融等」の分野が属する包括的な名称であるから、特段「財政」を明示しなくても会議が財政

分野も扱うことは明確なので、「財政」という文言は入れなくてもよい、という考え方であった。

これに対して、「財政」を入れるべきという意見は、「経済諮問会議」で財政も含むというのは純学問的には正しいが、「経済諮問会議」とするとマクロ経済政策しか担当しないと霞が関の省庁では誤解される恐れがあり、「予算の基本方針」についても所掌するという会議の意義を踏まえれば、「財政」を明示して「経済財政諮問会議」とすべき、という考え方であった。

この議論は、行革会議の中間報告 (平成9年9月3日) 直後に行われ、平成9年10月には、「経済財政諮問会議」で決着がついた。(議事概要¹P400：平成9年9月17日第29回行革会議、P450：10月8日第3回企画・制度問題及び機構問題合同小委員会、P470：10月8日第31回行革会議)

②経済財政諮問会議以外の名称に関する議論

なお、経済財政諮問会議のみならず、省庁再編後の新府省の名称については中央省庁改革では大きな問題であり、二転三転があった。中間報告段階 (平成9年9月) では、現在の財務省、経済産業省は、大蔵省、産業省という名称であり、最終報告 (平成9年12月) では、労働福祉省、教育科学技術省となっていたものが、その後の設置法案作成段階で、現在の厚生労働省、文部科学省となった。

③経済財政諮問会議発足後の名称に関する議論

ところで、平成13年1月の経済財政諮問会議設置発足後に、「諮問」という文言が問題になった。

経済財政諮問会議が、小泉純一郎内閣総理大臣、竹中平蔵経済財政政策特命担当大臣の下、政府の経済政策の文字通り司令塔となり、様々な改革を迅速に議論し実施に移してきた。その際、民間の経済界、学界出身の議員が4人の連名で出す民間議員ペーパーが議論のたたき台となり、かつ会議の議論でも民間議員が大臣議員と丁々発止の議論を行ったことから、「選挙という国民の信託を経た国会議員でもない民間議員が、政府の経済政策の決定に大きな権限を持っているのは問題ではないか。」という非難が、与党の中に高まってきたのである。

¹ 本稿の「議事概要」とは、行政改革会議事務局編集、中央省庁再編等基本法案 (仮称) 準備室発行の『行政改革会議の審議経過 (全議事概要)』(平成10年3月) のことである。

これに対して政府側の説明は、経済財政諮問会議の権能は、所掌事務等を定めた内閣府設置法第19条に定める通り、経済財政政策に関し、「調査審議する」又は「意見を述べる」ことであって、「決定する」ことではない。調査審議した上で、政府として決定する場合には、経済財政諮問会議ではなく閣議で決定している、というものであった。

そして、この「調査審議」という権能は、「諮問」という名称にも現れている、と説明したのである。「諮問」という文言を名称に入れたのは上述のように米国CEAに倣ったからであり、命名時にそこまでの検討はされていなかったのであるが、経済財政諮問会議は「調査審議」するのみで「決定」はしないという説明に、「諮問」という文言が持つ意味合いが使われたのである。

(4) 経済財政諮問会議の事務局

①少数精鋭かマクロ経済全般か

経済財政諮問会議を支える事務局をいかなるものにするかも、名称と同時期に議論された。

行革会議中間報告（平成9年9月3日）で、通常の審議会の事務局について、「所管省内の既存の部局で庶務機能を行うことを原則とし、独自の事務局は設置しない。」とされたことから、独立の事務局は設けずに内閣府の内部部局が担うこととされたが、問題はその規模であった。

これも2つの考え方があり、1つは経済企画庁調整局の一部に学界・民間のエコノミストを加えた少数精鋭（50名程度）とすべきという考え方であり、もう1つは「知恵の場」として機能するためには200名程度は必要という考え方であった。

最終的には、現行の経済企画庁の機能のうち、マクロ経済的要素（全般）に関する部分とするとされ、その部門が経済財政諮問会議の事務局を担うこととされた。（議事概要P470：10月8日第31回行革会議、最終報告P17、19）

②内閣府の経済財政部門の姿

これを踏まえ、平成13年（2001年）1月発足の内閣府には、経済企画庁の調整局、総合計画局、調査局が、経済協力部門（外務省に移管）、景気統計部門（内閣府内の経済社会総合研究所に移管）を除き、ほ

ぼそのまま移行し、経済財政政策部門となった。この部門には局長級の政策統括官は3名置かれ、当初は1つの政策統括官部局は上限50名という相場観があったことから、人数も約150名であった。これにより、内閣府の経済財政部門は、経済財政諮問会議の会議運営のみならず、内外の経済動向の分析、景気の現状判断、短期及び中長期の経済政策の企画立案・総合調整・推進等の業務を担うこととなった。

この点に関連して、内閣府設置法の説明の箇所では後述するが、法制上は内閣府の所掌事務（内閣府設置法第4条）において、

- ・内外の経済動向の分析に関すること。（第4条第3項第1号）
- ・経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること。（同項第2号）

の2つを規定できたことが大きい。前者については、新しい省庁設置法の統一方針では、所掌事務に関し、「調査、分析」することは当然だから設置法で書く必要はないとされ、各省設置法では記述されていない。しかしながら、内閣府は所掌事務のためだけに経済動向の分析をしているのではない、経済動向の分析自体が重要な事務である、ということで記述できた。後者については、この「推進事務」が記述できたことで、策定された基本方針等のための推進業務も、内閣府が行う法的根拠となったのである。

なお、経済企画庁の施設等機関であった経済研究所は、大きな議論はなく、内閣府の施設等機関である経済社会総合研究所に移行し、従前の国民経済計算、経済に関する研究に加え、科学技術、共生社会、防災等、内閣府の所掌事務に関する分野の研究をすることになった。研究対象が拡大したのは、内閣府全体の研究機関であるから、経済財政にとどまらず、内閣府の所掌事務全体を研究対象としたためである。実際には上記の例示のみならず、沖縄政策を研究対象としたこともある。また、「知恵の場」たる内閣府として研究を重視する一環として、所長の格付けは経済研究所時代の局長級から次官級に格上げされた。

③内外からの人材登用

内閣機能の強化に関しては、内外の優秀な人材の登用が重視されており、特に経済財政諮問会議については、その設置の必要性の一つとして、前号（ESR No.25）

(2) ③で述べたように、「官民の知恵の結集」が挙げられていたので、この点は事務局の形成でも重視された。平成10年6月に制定された中央省庁改革基本法においても、経済財政諮問会議の事務局を担う部門については、「行政組織の内外から人材を登用するとともに、必要に応じ、行政の内外から幅広い協力を得るものとする。」と法定された。

これを踏まえて、内閣府の経済財政部門では、課長級、審議官級、統括官級等に、随時民間等からの登用が行われている。例えば、内閣府発足時には、次官級の経済社会総合研究所の所長に浜田宏一エール大学教授、経済財政分析担当政策統括官に岩田一政東大教授、同審議官に大村敬一早稲田大学教授、経済財政運営の国際経済担当参事官に塩澤修平慶応大学教授が就任した。また、後の第1次安倍晋三内閣、福田康夫内閣で経済財政政策特命担当大臣を務める大田弘子氏も、平成14年4月に経済財政分析の企画・政策効果分析参事官として内閣府の経済財政部門に参加している。

(5) 内閣府設置法の重要ポイント

経済財政諮問会議の法律上の規定・内容を理解するためには、内閣府設置法の経済財政諮問会議以外の規定も理解しておく必要があるため、それを先に述べる。

①内閣府の位置付け

i) 内閣補助事務と分担管理事務

内閣府は他の11省とは担う事務の性格が異なり、根拠法も異なる。これを理解するためには、内閣補助事務と分担管理事務の違いを理解しなければならない。

内閣補助事務とは、内閣の事務そのものを助ける行政事務であり、法令上は「行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務」と書かれている。内閣府設置法では第4条第1項で規定されているため、「1項事務」とも言われる。内閣府の内閣補助事務としては、経済財政政策、

科学技術政策、防災、男女共同参画、沖縄政策、北方政策等、設立時には15個の事務が列挙されていた。

分担管理事務とは、内閣の統轄の下に、各省が分担して行っている行政事務である。内閣府設置法では第4条第3項で規定されているため、「3項事務」とも言われる。内閣府の分担管理事務としては、経済分析、栄典、公式行事、政府広報、公文書館、市民活動促進、国際平和協力業務等、設立時には61個の事務が列挙されていた。

なお、第1項に限定列挙されている内閣補助事務以外でも、閣議決定された基本方針に基づいて内閣補助事務として行うことが、内閣府設置法第4条第2項に規定されており、「2項事務」と言われる。これは高齢者政策、障害者政策等、共生社会政策分野に多く、経済財政分野では2項事務はない²⁾。

ii) 内閣府と内閣官房の関係

内閣官房は内閣補助事務のみを行っており、分担管理事務は行わない。内閣府は内閣補助事務と分担管理事務を行っている。内閣官房が行う内閣補助事務は分野が限定されておらず、行政全般にわたるあらゆる課題に関し企画立案・総合調整出来る。これに対して、内閣府が行う内閣補助事務は、内閣府設置法で規定してある課題についてのみ企画立案・総合調整する。

元々、平成13年1月の中央省庁改革前は、内閣補助事務を行う機関は内閣官房しかなかった。行政の各課題は通常は各省庁が分担して行っていればよく、必要な場合のみ内閣官房が行政各部の施策の統一のために必要な内閣補助事務をアドホックに行えばよかった。行政課題の複雑化・高度化により、それでは間に合わなくなり、恒常的・専門的な体制を組んで取り組むことが必要な内閣補助事務が出てきた。それが内閣府が行う経済財政、科学技術、防災、男女共同参画、沖縄、北方等の課題であり、内閣府はそのために設置されたのである。そういう意味で内閣府の設置は、内閣の補佐・支援体制の強化になるのである。また中央省庁改革前の内閣補助事務は、まず各省による分担管理

2) その後、内閣官房及び内閣府の業務が余りに過剰になったことに対処するため、平成27年に国家行政組織法の改正により、各省大臣も内閣補助事務の一部が出来ることになった。

(参考) 新設された国家行政組織法第5条第2項

2) 各省大臣は、前項に規定により行政事務を分担管理するほか、それぞれ、その分担管理する行政事務に係る各省の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理する。(下線筆者)

事務があって、それを内閣補助事務で調整するという段階を踏んでいたが（「受動的総合調整」と言われる）、中央省庁改革以後は、複雑多岐な行政課題に機動的に対応するため、必要な場合は、内閣府や内閣官房が重要政策課題への対応の基本方針を企画立案し、それに従って各省が分担管理事務を行っていくことも（「能動的総合調整」と言われる）出来るようになった。

内閣官房は最高・最終の調整の場であるので、内閣府が調整した案件でも必要があれば、内閣官房が調整を行うことが出来る。しかしながら通常は、経済財政、科学技術、防災、男女共同参画、沖縄、北方等の特定された内閣の重要政策課題については、そのための恒常的・専門的組織を持っている内閣府が調整を行っている。そういう意味で、内閣府は内閣官房を「助ける」関係にあるとされている。この関係は、「内閣官房の権限は、内閣府の権限の上にも薄皮一枚乗っている。」という説明がされていた。

iii) 内閣府と内閣官房の根拠法

上記の内閣官房の性格から、内閣官房の設置、所掌事務は、従前通り内閣法の中で定められている。

総務省、法務省、外務省等の各省については、従前通り、組織の基準は国家行政組織法で定め、個別の省の設置と所掌事務は各省ごとの設置法で定められている。従って、各省設置法では、第2条で、「国家行政組織法第3条第2項の規定に基づいて、〇〇省を設置する。」というように規定されている。

これに対して内閣府は、内閣補助事務と分担管理事務を併せ行う機関であり、その組織についても政策統括官部局を主とする等、従前になかった形態の機関であるため、組織の基準も国家行政組織法ではなく、内閣府設置法の中で、設置、所掌事務とともに定められている。内閣府の設置は、内閣府設置法第2条で、「内閣に、内閣府を置く。」と単純に規定されている。

以上のことから、内閣府は各省より格上と言われるが、このことから「内閣府が各省に指示すれば調整できる」と誤解してはならない。内閣補助事務の調整といえども、道理を尽くして各省の納得を得て行われるのである。また反対に、各省側は「これは自省の所掌事務だから自省の了解がなければ調整できない」という拒否権を持つわけではない。内閣府、内閣官房の内閣補助事務としての調整は、内閣総理大臣の権能を裏

付けとして行政各部の施策の統一のために行われるものであるから、それなりの権威を持っており、各省の分担する事務をオーバーライドするのが当然なのである。

（参考）国家行政組織法第3条第2項

2 行政組織のために置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

②内閣府の組織の特徴

上記のように、内閣府は国家行政組織法に基づかない組織なので、他省にはない組織の特徴があるが、そのうち最も顕著なものが以下の二つである。

i) 特命担当大臣（内閣府設置法第9条）

特命担当大臣は内閣府のみに置かれる大臣であり、特命担当大臣には、以下の特徴がある。

イ. 内閣補助事務を主として行う

内閣府は内閣レベルの総合調整を、より恒常的・専門的に行うために設置された機関であり、特命担当大臣の職務も内閣補助事務が主であり、分担管理事務は内閣補助事務に関連するものしか所掌しない。

ロ. その権限の淵源は内閣総理大臣にある

内閣府の長は内閣総理大臣であるから（内閣府第6条）、通常であれば内閣総理大臣が行政各部の総合調整を含め、内閣府の所掌の全てを統括する（第7条第1項）。しかしながら、内閣府の所掌する内閣補助事務は恒常的・専門的であり、行政の最高責任者の内閣総理大臣が全てを直接統括することは無理であるので、いわば内閣総理大臣の分身として特定の内閣補助事務を特命担当大臣に担わせるものであるから、その権限の淵源は内閣総理大臣にあるのである。

ハ. 内閣補助事務を行うための特別な権能がある（内閣府設置法第12条）

特命担当大臣は、前号（ESR No.25）第1部（1）③ i）ハ. で述べたように、新たな省庁間調整システムにおける総合調整の重要な役割を担うことを期待されており、中央省庁等改革基本法第11条第1項でも「担当大臣に強力な調整のための権限を付与する」と規定されていた。しかしなが

ら、内閣府設置法案の検討段階で、特命担当大臣も国務大臣の1人であり他の国務大臣に対して余りに優越な権能を持つことは好ましくない等の理由から、それまでの経済企画庁長官、科学技術庁長官等総理府外局の長としての国務大臣が持っていた権能と同様の権能とされた。すなわち、次の4つである。

1. 資料提出及び説明徴求権：所掌する内閣補助事務のために、必要な時は、関係行政機関の長（他省の大臣等）に対し、資料の提出や説明を求めるまことが出来る。
2. 勧告権：所掌する内閣補助事務のために、特に必要な時は、関係行政機関の長に対し、勧告することが出来る³。
3. 報告徴求権：勧告した事項に関し、関係行政機関の長に対し、報告を求めることが出来る。
4. 内閣総理大臣への意見具申権：勧告した事項に関し、特に必要な時は、内閣総理大臣に対し、内閣法第6条の措置（各省大臣への指揮監督）を取るよう意見具申が出来る。

内閣府設置法案検討段階で特に議論になったのは4.であり、勧告を行っても調整がつかない場合は、特命担当大臣は各省大臣を「指揮監督」することが出来るようにすべきという意見もあったが、各省大臣への指揮監督権は内閣総理大臣のみが持ちうる権限であるとされ、内閣総理大臣が「指揮監督」権を発動するよう意見具申が出来る、という現在の形になった⁴。

ii) 政策統括官制度（内閣府設置法第17条第1項、第9項）

内閣府以外の分担管理事務のみを行う省の内部部局は、局課制であり、課を基本単位として事務が分担されている。しかしながら、内閣補助事務を主とする内閣府においては、

- イ. 課長級の官職の判断で対応できることが限られ、局長級の官職の高度な判断が必要となること、
- ロ. その時々状況により重点が置かれる政策課題が変化し、政策課題ごとの事務量が変わり得ること、

と、
から、従来の局課制ではなく、その職務内容を必要に応じて柔軟に変更できる局長分掌職を複数設ける政策統括官制とした。そして政策統括官の補佐体制としては、局長の下の課のようにそこで完結するような質・量の事務を分担するものではなく、政策統括官が自ら行う判断・調整事務を助けるような組織形態、すなわち課長級分掌職である参事官の形態としたのである。

政策統括官は各省にも置かれたが、1~2名であるのに対して、内閣府では7名置かれ、業務の中心となっている。

実際の運用においても、柔軟な事務変更、局長級という高いレベルでの迅速な政策判断と総合調整には、資するものとなっており、政策統括官制の目的は果たされている。ただし、個々の政策統括官、参事官の業務内容が外部からはわかりにくいという欠点も出ている。

前川 守（まえかわまもる）

3 「勧告」の権限は、国家行政組織法第15条に規定する各省大臣の「意見を述べる」権限と比べて拘束力が強いものである。

4 上述の「内閣補助事務と分担管理事務」に関する脚注2にあるように、平成27年の国家行政組織法の改正により、各省大臣も内閣補助事務の一部が出来るようになったので、当該内閣補助事務を行う場合は、各省大臣も特命担当大臣が持つ、資料・説明徴求、勧告、報告徴求、内閣総理大臣への意見具申が出来るようになった。

最近のESRI研究成果より

新しいデジタル技術が労働市場へ及ぼす影響についての実証分析

経済社会総合研究所 研究官
北原 聖子

はじめに

近年、AI等の新しいデジタル技術（以下「AI等」という。）の進展が、経済社会に大きな変化を引き起こしつつある。技術革新の労働市場への影響の在り方は技術の性質により大きく異なると考えられる。

従来、ICTと労働の関係は、定型業務（Routine task）については代替的、非定型業務（Non-routine task）については補完的と考えられてきた¹が、機械学習に基づく最近のAIは、データがあれば自ら学習・推論することが可能であり、ICTとは異なる影響をもたらす可能性が指摘されている。しかしながらAIは社会実装され始めた段階であることから、分析に必要なデータが十分蓄積しておらず、その労働市場への影響については、実証分析ではなく将来予測に基づく分析が主になされてきた。

その端緒を開いたFrey and Osborne (2017) は、AI等によるコンピュータ化は従来の非定型業務の領域にも進展しつつあるとして、雇用の代替可能性について、工学的に模倣が困難な人間のスキル（工学面でのボトルネック）に着目した予測モデルを提唱した。具体的には、ボトルネックを①「認識・操作（Perception and manipulation）」、②「創造知性（Creative intelligence）」、③「社会知性（Social intelligence）」であるとし、これらのスキルを用いる職業は代替されず、そうでない職業は代替されるとの仮定の下、機械学習によって米国の各

職業の代替可能性を計算した。その結果、今後10～20年の間のコンピュータ化は、47%の職業において「高リスク」（代替可能性 ≥ 0.7 ）の影響をもたらし、その影響は、技術の進展（困難であったスキルの模倣の実現）に伴い、3つのスキルのいずれも必要としない職業、「認識・操作」①のスキルを用いる職業、「創造知性」や「社会知性」②・③のスキルを用いる職業の順に拡大するとの結果が示された。この研究に着目し、AI等の進展が労働市場にもたらす影響のインパクトの大きさやタイムラインについて、実証データに基づき分析した。本稿ではその研究の概要を紹介する²。

仮説：AIの導入は業務の非定型化をもたらすか

本研究では、AI等が職場で導入されれば、AI等に実行可能な業務はAI等に任せ、人間はそれ以外の業務に専念するようになることで、その職場の労働者の業務の非定型性は上昇するとの仮説を立て、これを確かめる新たな指標、「非定型業務指数（Non-routine task intensity、以下「NRTI」という。）」を開発した³。まず、その評価軸として、Frey and Osborne (2017) で提唱されたボトルネックと対応させるように①「反復」、②「意思決定」、③「対話」を選定し（図表1）、それぞれの軸から業務の非定型性を計測することとした。ここで、評価軸別の各労働者の業務の非定型性は、その労働者が担っている業務ごとの非定型性指数（ Int ）にその業務の時間割合（ Vol ）をウェイトとしてかけたものを合算して算出する。すなわち、労働者 i の時点 t におけるNRTIは、業務を j 、評価軸を k とすれば、

$$NRTI_{i,k,t} = \sum_j Vol_{i,j,t} \times Int_{i,j,k,t} \quad (1)$$

と求められる。なお、NRTIはその数値が大きいほど業務の非定型性が高いことを示し、「反復」ではその度合いが低いほど、「意思決定」「対話」ではその度合いが高いほど、NRTIが大きくなる。

図表1 本研究とFrey and Osborne (2017) の分析の軸の関係

本研究におけるNRTIの評価軸	Frey and Osborne (2017) における予測モデルの因子
反復 意思決定 対話	認識・操作 創造知性 社会知性

1 例えば Autor, Levy and Murnane (2003)。

2 詳細はESRI Discussion Paper No.351「AIは労働者の代替か、補完か。」を参照。

3 NRTIの作成方法の検討にあたり、ICTの影響の分析のために業務の定型性を指標化している Autor and Dorn (2013)、De La Rica and Gortazar (2016)等を参考にした。

図表2 「反復」の度合いの回答データ例（職業「受付」の場合）

問	回答（選択肢）				回答（選択肢）			
	現在の会社で現在の業務を開始した年				2018年			
	あてはまる	ややあてはまる	ややあてはまらない	あてはまらない	あてはまる	ややあてはまる	ややあてはまらない	あてはまらない
あなたが担当している業務内容は、同じ作業を反復して行うものですか。								
対面での来客対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
非対面での顧客等対応（電話・メール等）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社内事務（社内文書作成、スケジュール管理等）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他（ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

データ：「非定型業務指数」の動き

前述のデータの利用可能性の制約から、本研究では、労働者へのアンケート調査⁴を独自に行い、職場でのAI等⁵の導入の有無や、当該業務開始時および現在の2時点ごとに、労働時間や、各業務の「反復」「意思決定」「対話」の度合い等の回答を得た（図表2）。得られたデータを基にNRTIを作成し、過去3年間にAI等が職場に導入されたグループ（介入群）、AI等が職場に導入されていないグループ（対照群）の2グループを比較するDID（Difference-in-Difference）分析を行った。詳細な分析に入る前にNRTIの傾向を確認する。図表3は「反復」の側面から計測したNRTI

の変化（ $\Delta NRTI1$ ）のヒストグラムをグループ別に示したものである。グラフの右側に多く分布していれば現在の方が非定型性は上昇（反復度は減少）しており、左側に多く分布していれば現在の方が非定型性は低下（反復度は増大）していることを意味する。グループ間を比較すると、介入群の方が処置群よりも右側の度数が大きく、すなわち、介入群の方が業務の非定型性が上昇することが示唆される⁶。

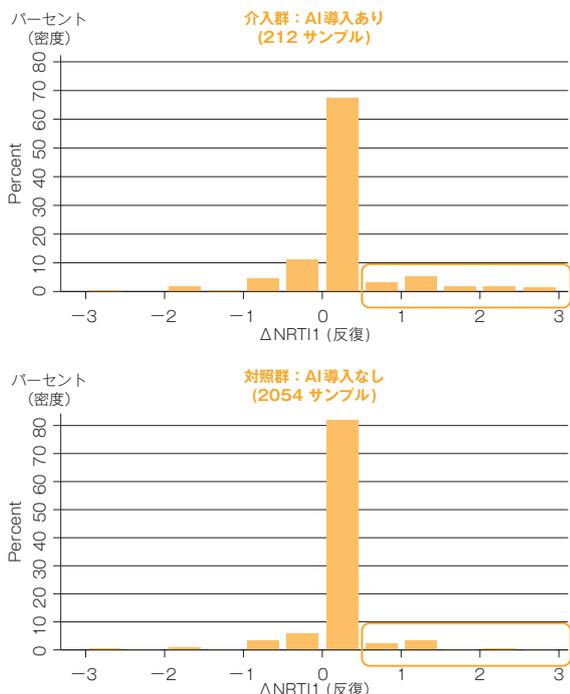
結果：AIの導入は「非定型業務指数」の1つを上昇させた

式（2）⁷に基づき帰帰分析を行う。ここで、 $Y_{i,t}$ は労働者*i*の時点*t*におけるNRTI、 $Treat_{i,t}$ はAI等が職場に過去3年以内に導入されていれば1を、AI等が職場に導入されていなければ0をとる介入ダミー、 $After_{i,t}$ は現在（事後）であれば1を、過去（事前）であれば0をとる時点ダミー、 $X_{m,i,t}$ は性別、年齢、学歴、年収、企業規模等の属性ダミー、 $\varepsilon_{i,t}$ は誤差項を表す。

$$Y_{i,t} = a + \beta_1 (Treat_{i,t} * After_{i,t}) + \beta_2 Treat_{i,t} + \beta_3 After_{i,t} + \sum_m \gamma_m X_{m,i,t} + \varepsilon_{i,t} \quad (2)$$

推計結果を図表4に示す。属性ダミーのうち年収ダミーについては、これ自体がAI等の導入により変動する可能性があるため、年収の有無それぞれの推計を行ったが、いずれの場合も同様の傾向を示し、NRTI1（反復）はプラスに有意である一方、NRTI2（意思決定）、NRTI3（対話）は有意ではなかった⁸。すなわち、AIの導入により、「反復」の側面からみた業務の非定型性は上昇するが、「意思決定」や「対話」の側面か

図表3 NRTI1（反復）の変化のヒストグラム



4 調査対象は、①A調査：Frey and Osborne（2017）にて代替可能性が高いとされた職業のうち5職業（受付、経理事務、検査（品質管理）、販売・売り場担当、人事）の従事者（2,266サンプル）、②B調査：管理職（1,982サンプル）である。
 5 厳密には「新しい技術・機械（AI技術・RPA技術）」である。
 6 ただし、同時に左側の度数も大きいので、厳密には増減を差し引きしなければならないが、図を見る限りでは右側の差異の方が顕著である。
 7 Acemoglu and Restrepo（2018）に基づく独自のモデルによる。
 8 職業別に推計を行ったところ、NRTI1（反復）については、検査（品質管理）および人事でプラスに有意、NRTI2（意思決定）は検査（品質管理）でプラスに有意、NRTI3（対話）は人事でプラスに有意であり、それ以外は有意ではなかった。有意であった場合にはいずれもプラスの方向に変化しており、AI等の導入は業務の非定型化をもたらすという当初の仮説を支持するとともに、その影響は職業ごとに大きく異なることが示唆された。

らみた非定型性は影響を受けないことが示唆された。これは、AIの技術的な特性、つまり、大量のデータに基づき予測や最適化を早く正確に行うことはできるが、その途中過程がブラックボックスであり説明責任を果たしづらいこと、さらには、言葉の意味理解や、暗黙知や常識の活用は困難であることを踏まえれば、直感的にも理解できるものである。またこの結果は、Frey and Osborne (2017) による、ボトルネックのうち「認識・操作」が先に、「創造知性」や「社会知性」は後から影響を受けるとの予測結果と整合的であるとみることもできる。すなわち、AI等の導入による業務への影響の在り方は、分析のタイムラインに応じて変化し、今回の分析では「反復」の側面でのみ変化が計測されたが、今後、時間の経過に伴いAI等の技術水準が高まれば、将来的には「対話」や「意思決定」の側面からも変化が計測される可能性がある。

なお、NRTI以外にも、労働時間および労働者数について⁹、同様に(2)式に基づき推計を行った結果、AI等の導入は労働時間を約17.2分減少させる一方、正規雇用を約2.4%増加させることが分かった。AIの導入により、個別の労働時間は減少する一方、労働者数は増加することになる。すなわち、AI等と労働との関係は、過去の技術革新でみられたように、代替・補完の双方の側面を併せ持っており、Frey and Osborne (2017) で予測されたような大規模な労働代替は観測されなかったが、NRTI同様、労働時間や労働者数についても、AI等の影響はタイムラインに応じて異なる可能性がある。なお、Frey and Osborne (2017) は2013年を起点に今後10~20年間のスパンで生じる影響を予測したものである一方、本研究は直近3年間の観察データに基づく分析であることには留意が必要である。

結び

アンケート調査に基づくDID分析の結果、AI等の導入は、①業務の非定型性については、「反復」に関する非定型性は上昇する一方、「意思決定」や「対話」に関する非定型性は影響を受けないこと、②雇用の規模については、労働時間は約17.2分減少する一方、正規雇用は約2.4%増加することが分かった。ただし、今回のアンケート調査はサンプルの規模や職業が限定的であり、ここ3年間の変化に焦点を当てたものであるため、より大規模な調査や政府統計を用いた長期的な変化の分析、さらには賃金への影響を加味した分析が期待される。

参考文献

- Acemoglu, D. and P. Restrepo (2018) "Artificial Intelligence, Automation and Work," *NBER Working Paper*, No. 24196.
- Autor, D. H. and D. Dorn (2013) "The Growth of Low-Skill Service Jobs and the Polarization of the US Labor Market," *The American Economic Review*, Vol. 103, pp. 1553-1597.
- Autor, D. H., F. Levy and R. J. Murnane (2003) "The Skill Content of Recent Technological Change: An Empirical Exploration," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 118, pp. 1279-1333.
- De La Rica, S. and L. Gortazar (2016) "Differences in Job De-Routinization in OECD Countries: Evidence from PIAAC," *IZA Discussion Paper Series*, No. 9736.
- Frey, C. B. and M. A. Osborne (2017) "The Future of Employment: How Susceptible Are Jobs to Computerisation?" *Technological Forecasting and Social Change*, Vol. 43, pp. 254-280.

北原 聖子 (きたはら せいこ)

図表4 NRTIの推計結果

	NRTI1 (反復)		NRTI2 (意思決定)		NRTI3 (対話)	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
Treat _{it} × After _{it}	0.087 ** (0.037)	0.087 ** (0.037)	-0.007 (0.049)	-0.007 (0.049)	0.010 (0.028)	0.010 (0.028)
Income	No	Yes	No	Yes	No	Yes
Obs.	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266

(注) 括弧内は標準誤差を表す。*、**、***はそれぞれ10、5、1%水準で有意であることを示す。

9 労働時間は1日の平均労働者数、労働者数は部署単位での労働者数を指す。

最近のESRI研究成果より 組織マネジメントに関する 調査結果について

経済社会総合研究所 研究官
堀 展子

内閣府経済社会総合研究所では、平成30年10月から平成31年4月にかけて、一般統計調査「組織マネジメントに関する調査」を実施した。本調査は、米国の政府統計「Management and Organizational Practices Survey」の枠組みを利用し、事業所の組織マネジメントを定量的に測るとともに、近年、第4次産業革命において注目されるデータやAIの活用の実態把握を目的としたアンケート調査である。組織マネジメントやデータ・AI等ICTの活用は、生産性向上との関係が示唆されており、本調査は、生産性に関する研究に活用することが可能である。調査対象は、生産性向上が課題となっているサービス業のうち、「道路貨物運送業」・「卸売業」・「医療業」の3業種を選び、従業員数30人以上で、開設時期が平成25年以前の全国の事業所（約21,000事業所）とした。回答率は31.9%（約6,700事業所）であった。

本調査は5つのセクションに分かれており、セクションAでは、KPI（重要業績評価指標）の活用や（売上）目標の管理・認識、従業員の昇進・解雇などの雇用管理に関する設問など、組織マネジメントに関する設問が中心となっている。セクションBでは、採用や賃上げなどの意思決定の権限の所在が、本社にあ

るのか、本社以外の事業所にあるのかについて聞いている。セクションCでは、意思決定をサポートするためのデータ利用の度合いや活用方法、セクションDではAIの利用状況や活用方法に関する設問が中心となっている。セクションEでは、事業所の属性や特性について聞いている。

組織マネジメントに関する結果を見ると、KPIを少なくとも1つ以上利用している事業所は、道路貨物運送業・卸売業で約5割、医療業で約4割であった。また、勤務不良に対して、配置転換や解雇などの能動的な是正措置をとった事業所は、卸売業で約5割、道路貨物運送業・医療業で約4割と、是正措置が実施されない事業所の方が多かった（図1）。

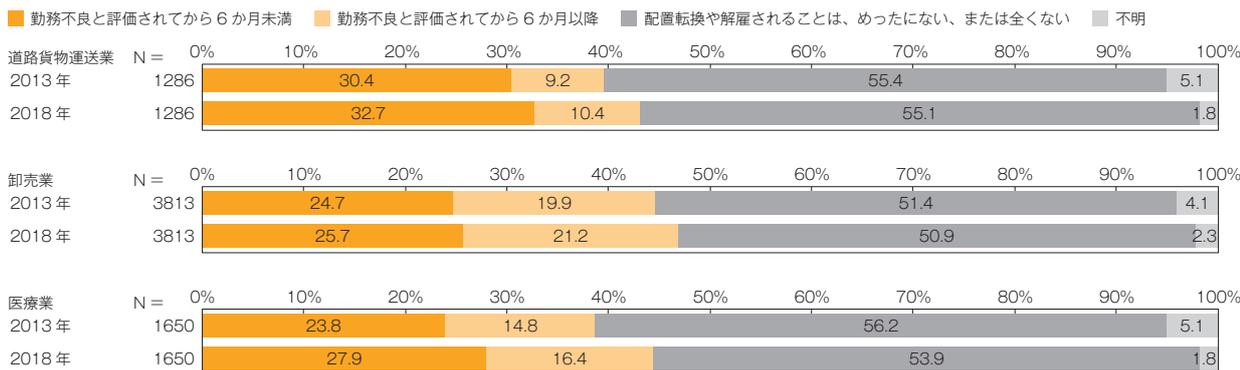
データの活用に関する結果を見ると、卸売業で約9割、道路貨物運送業・医療業で約8割の事業所がある程度以上データを利用しており、データ分析の結果を役立てている事業活動を見ると「需要予測」や「仕入・出荷・在庫管理・流通」が多かった。

一方、AIの活用は、データの活用と比べると限定的であり、比較的使用が多い「仕入・出荷・在庫管理・流通」や「人事・労務・経理」であっても、おおむね5%~10%程度であった。AIに期待する役割については、新しい価値をもった事業の創出よりは、既存業務の効率性・生産性の向上や労働力不足の補完など、既存業務の改革等への活用を検討する事業所が多い傾向が見られた（図2）。

データ・AIの活用にあたっての課題として、3業種ともに、「人材不足」を挙げる事業所が多かった。データ利用にあたっての課題として、「データ利用を行う人材が不足している」と回答した事業所が約5~

図1 配置転換・解雇のタイミング

問11 (a) 勤務不良である従業員が、配置転換や解雇となるタイミングはいつですか。(一般従業員)



6割を占めた。また、AIの利用を検討・予定していない主な理由に、AIを扱う人材が不足していることを挙げる事業所も比較的多かった。(図3)

そこで、人材不足の解消への対応についてどのような傾向があるのかを見ると、例えば、AIの活用のための人材育成・人材確保・人材配置の取組方法について聞いた設問からは、外部人材の活用や新規学卒者の採用・中途採用と比べ、事業所内人員に対する教育訓練を行う事業所が多い傾向が見られ、外部から人材を

取り込むよりは、内部人材を活用する事業所が多いことがわかった(図4)。

このように、本調査結果から組織マネジメントやデータ・AIの活用の様々な実態を把握できるが、更に一步進んで、生産性に関する指標を本調査の調査票情報と事業所レベルで接合し、マネジメントやデータ・AIの活用との関係を見ることで、生産性向上の要因の解明にもつながる分析が可能となるだろう。

堀 展子 (ほりのぶこ)

図2 AIに期待する役割

問 25-2 技術の進展等により多くのことが「AI」により可能になることが想定される中、「AI」にどのような役割を期待していますか。(複数回答)

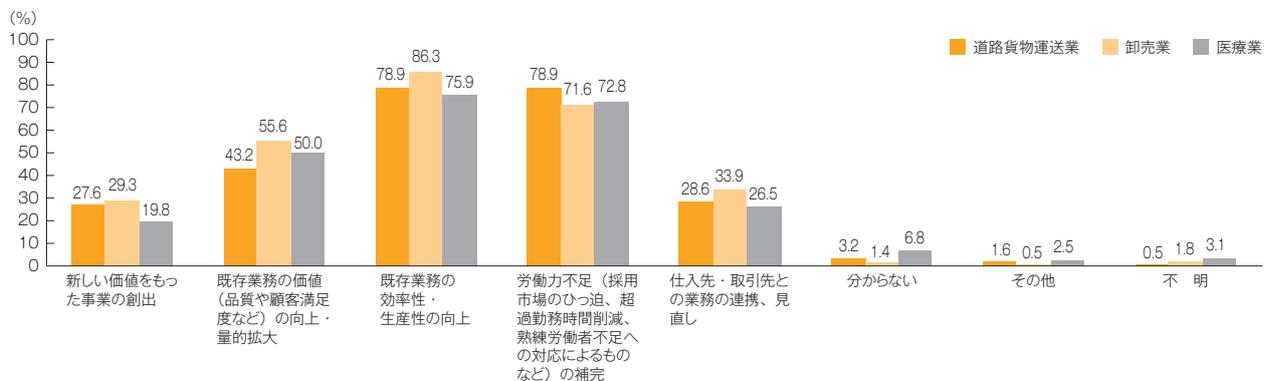


図3 AIの利用を検討・予定していない主な理由

問 26 「AI」の利用を検討・予定していない主な理由は何ですか。(複数回答)

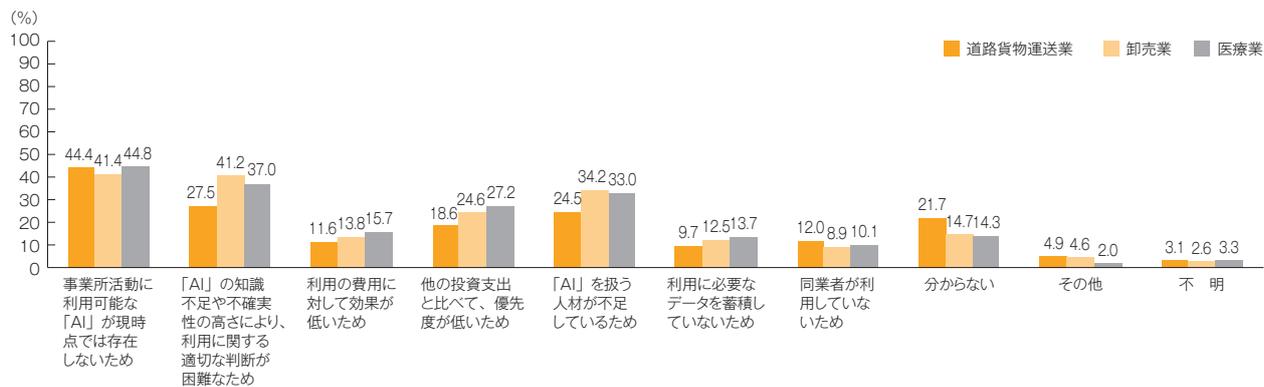
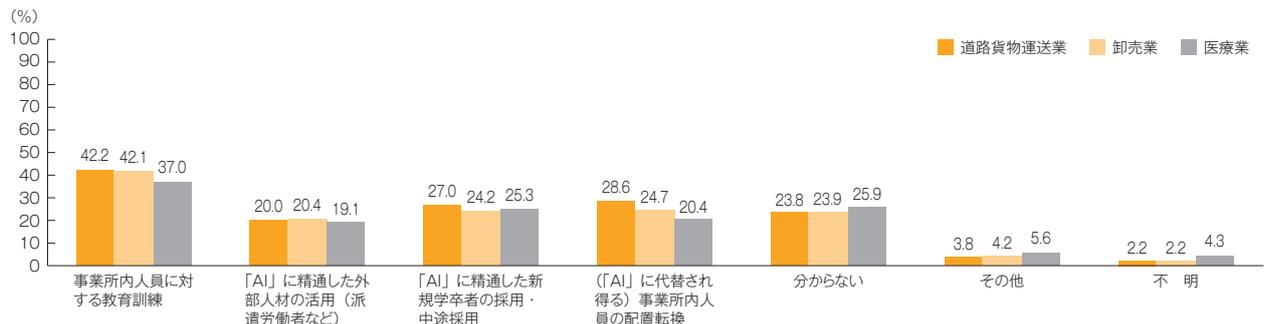


図4 AIの役割実現のための人材育成等の取組

問 25-3 「AI」の役割を実現するために、どのような人材育成・人材確保・人材配置に取り組んでいますか、また今後取り組む予定ですか。(複数回答)



ESRI統計より：国民経済計算 デジタル経済の捕捉に 関する国際的議論について

経済社会総合研究所 国民経済計算部 企画調査課
須永 泰典

はじめに

2019年6月28日、G20大阪サミットにおいて発出された「デジタル経済に関する大阪宣言 (Osaka Declaration on Digital Economy)」ではデジタル取引に関する国際的な枠組みを作るためのプロセスである「大阪トラック」の立ち上げが宣言された。デジタル経済取引自体の国際ルール作りが行われている一方、統計分野でもデジタル経済取引を如何にして捕捉するかの国際ルール作りが議論されており、特に、デジタル経済に対応したSUT (デジタルSUT) のフレームワーク作成が目下の課題となっている。

本稿では2019年7月に行われたOECD会合の内容を元に、デジタルSUT構築に向けての国際的な議論の経緯と現状、デジタル経済の概観を理解するための産業分類、そして今後の展望について紹介する。

議論の経緯と諸外国の現状

デジタル経済捕捉に関しての本格的な議論の発端はAhmad and Schreyer (2016) と Bean (2016) における「ICT技術の発達に伴う消費者間取引等を含む新しいビジネスモデルや商取引の仕組みの誕生によって、既存統計では精確に把握しきれない (特に) サービス分野の経済活動の捕捉」という問題意識である。その前後からOECDではデジタルSUTの枠組みを漸進的に構築し、並行してBEA (Bureau of Economic Analysis、アメリカ合衆国商務省経済分析局) では実推計を行う体制が取られてきた。BEAは2018年にデジタル経済についてのサテライト勘定を作成・公表し (Barefoot et al. (2018))、2019年4月にその結果を更新した。BEAによればデジタル経済はアメリカ国内で2017年13,513億ドル規模 (対同年GDP比6.9%) と試算された。また、BEA方式に倣い、カナダとオー

ストラリアもそれぞれ独自試算を行い、結果として、カナダでは2017年1,097億ドル規模 (対2015年GDP比5.5%) (Statistics Canada (2019))、オーストラリアでは2016 - 2017年度¹で935億ドル規模 (対同年度GDP比5.7%) (Australian Bureau of Statistics (2019)) と公表している。

デジタルSUTについて

現在、我が国SNA基準年推計においては産業連関表 (商品×商品、X表) がベースとなっているが、投入構造把握という精度面での優位性等の理由から、国際的には、産業×商品構造を成す供給表と使用表 (Supply-Use Table, SUT) の枠組みが主流となっている。我が国でも2025年産業連関表に向けて段階的にSUT体系への移行を実施しているところである。

SUTは産業×商品の構造だが、そのうちデジタル経済に当たる産業にスポットを当てたものがデジタルSUTであり、従ってデジタルSUT構築のためにはまずデジタル経済における産業を定義しなければならない。

デジタル経済の産業分類

デジタル経済の定義・範囲の国際的な枠組みは未だ明確化されていないが、OECDが策定を進めるデジタルSUT産業分類にその方針を垣間見ることができる。そこで現在 (2019年8月) までに提案されているデジタルSUT産業分類の決定木を紹介する (下記図表参照)。図表中の産業 (黄色セル) の簡易的な説明は以下の通りである。(OECD (2019)、山澤 (2019) 参照)

- ・デジタル経済を可能にする産業とは、ハード面あるいはソフト面において、デジタル経済の基盤を構築・整備する産業である。
- ・金融・保険サービスを提供するデジタル企業とは既存の金融・保険業のうち、消費者とは (実際に窓口等での) 対面取引の場などを設けず、デジタル空間内で業務を完結している業態をもつ事業体を指している。
- ・データや広告主体のデジタルプラットフォームとはデータや広告スペースの販売により収入を得る業態

1 オーストラリアの会計年度 (Fiscal Year) は7月1日から翌年6月30日までである。

をもつ事業者であり、ソーシャルメディアのプラットフォームや、検索エンジン等を含む分類である。

- ・ （仲介手数料を取る）デジタル仲介プラットフォーム（DIPS）とは、主としてBtoC、CtoCを繋ぐプラットフォームを提供するサービス産業のことである。
- ・ デジタル仲介プラットフォーム業者を利用したサービスとはサービスの提供者が個人であるようなマッチングサービスが含まれる産業である。
- ・ ネット小売業とは他の生産者が生産した財・サービスを売る業種を指す。自身の生産物を自身でインターネットを介して販売する人々は （商品の受注から配達までの）業務全般をデジタルで行うその他の生産業に分類される。

今後の展望と結び

本稿ではデジタル経済の大枠を俯瞰し、その捕捉についての国際的な議論の経緯と現状を紹介した。

ICT技術の急速な発達によりデジタル経済の枠組みとして考慮すべき項目は今後ますます増え、経済統計の勘定要素として、その重要性もさらに増していくであろう。デジタルSUTの構築・計測の議論と並行して、デジタル経済に関わる話題としては、

- ・ ビットコインなどの暗号資産の取り扱い
- ・ 資産としてのデジタルデータの取り扱い
- ・ デジタル貿易の捕捉

といったものがあり、国際的な議論の動向をしっかりと

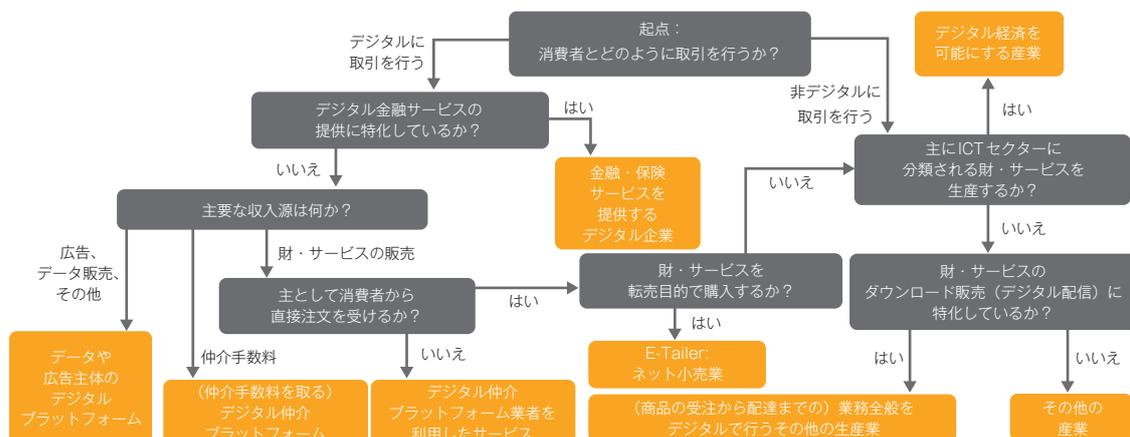
と注視していく必要がある。

須永 泰典（すなが やすのり）

参考文献

- ・ Ahmad, N. and Schreyer, P.(2016) “Measuring GDP in a Digitalised Economy” OECD Statistics Working Paper Series,(訳) 内閣府経済社会総合研究所「デジタル時代を迎えた今も、GDPは正しく計測されているか？（仮訳）」経済分析 第192号 参照
- ・ Australian Bureau of Statistics(2019), “Measuring Digital Activities in the Australian Economy”.
- ・ Barefoot, K., D. Curtis, W. A. Jolliff, J. R. Nicholson and R. Omohundro(2018) “Defining and Measuring the Digital Economy”, Bureau of Economic Analysis (BEA) working paper.
- ・ Bean, C(2016) “Independent Review of UK Economic Statistics: final report”.
- ・ Bureau of Economic Analysis (2019) “Measuring the Digital Economy: An Update Incorporating Data from the 2018 Comprehensive Update of the Industry Economic Accounts”.
- ・ Statistics Canada(2019) “Measuring digital economic activities in Canada, 2010 to 2017”.
- ・ OECD(2019) “Guidelines for Supply-Use tables for the Digital Economy”, Paper presented at a Meeting of the Informal Advisory Group on Measuring GDP in a Digitalised Economy, Paris, 1-2 July 2019.
- ・ 山澤 成康(2019)「シェアリングエコノミーの把握と国民経済計算への反映に向けて－シェアリングエコノミーの定義と生産物分類－」内閣府経済社会総合研究所 季刊国民経済計算No.165. 参照.

図表：OECD会合（2019年7月）で示されたデジタルSUT産業分類の決定木



(出典) OECD (2019) より筆者作成。

ESRI統計より：景気統計

法人企業景気予測調査における見直しについて

経済社会総合研究所 景気統計部

永橋 彩子

はじめに

法人企業景気予測調査は、我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見直しに関する基礎資料を得ることを目的としており、平成16年度から内閣府・財務省共管の一般統計調査として実施している。

調査対象は、資本金1千万円以上の法人¹であり、貴社の景況、国内の景況、従業員数の過不足などの判断調査項目のほか、売上高、経常利益、設備投資額などの計数調査項目について調査を実施し、四半期ごとに公表している。

今般、調査項目の削減やアンケート項目の充実等の大幅な見直しを行い、平成31年4-6月期調査から実施した。本稿では、その見直しの概要について紹介したい。

見直しの経緯

政府の経済統計については「統計改革の基本方針」（平成28年12月経済財政諮問会議決定）において、経済動向を的確に捉え、より正確な景気動向の把握を行うための整備・改善を掲げているところである。また、「統計改革推進会議最終とりまとめ」（平成29年5月統計改革推進会議）でも、業務効率化により報告者負担の軽減等を行い、政府統計に関する官民のコストを3年間で2割削減することが求められている。

このため本調査においても、上記決定や景況判断という統計目的を踏まえ、効率化等の観点から、ユーザーニーズの把握や学識経験者との議論を経て、抜本的な見直しを行った。

調査項目の大幅な削減

本調査の調査項目は、「判断項目」、「計数項目」、「アンケート項目」の三つで構成されている。今般の見直しでは、そのうち直前の四半期に比べて増加、減少などの方向性を尋ねる「判断項目」で、売上高・経常利益・国内需要などの多くの項目を廃止したほか、「計数項目」では、企業収益や設備投資の記入単位を、四半期ないし半期から原則年度に変更するなど簡略化を図り、全体で50%超の大幅な削減を行った²（図表1）。

また、調査対象法人数については、学識経験者の御意見も踏まえ、法人数の減少が調査結果の精度に影響しないように考慮した上で、従来の約16,000社から約14,400社と10%の削減を行い、回答者負担の軽減を図った。

アンケート項目の充実

調査項目を大幅に削減した一方、四半期毎に異なる設問をアンケート形式で尋ねる「アンケート項目」については、ユーザーの注目度が高いことから、さらなる充実を図った。

設問を毎期1問から2問に増設し、「今年度の設備投資の対象」、「今年度の設備投資計画と実績見込みとのかい離」などを新設したほか、「今年度の設備投資スタンス」については年1回から年2回調査に変更するなど、特に企業活動のうち重要な要素である設備投資に関しては、様々な角度から毎期調査を行うこととした。

また、経済実態をよりの確に把握するため、毎年時勢に合わせた設問を選定して調査する「トピック項目」を導入した。

さらに、「計数項目」のうち経常利益については、内数として「受取配当金」を追加した。本調査では、1997年の独占禁止法改正により合法化されることとなった純粹持株会社³も対象に含めて調査しているため、所有する株式によって他の法人から受けられる利益の配当金である受取配当金が経常利益に与える影響が大きくなってきていると考えられる。このことから、ユーザーのニーズを踏まえ、新たに「経常利益（受取配当金を除く）」を公表したところである。

1 電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は資本金1億円以上を対象とする。

2 大企業の設備投資に限り、引き続き四半期の計数を調査。

3 主たる業務を持たず、株式を所有することにより、他の会社の事業活動を統制することのみを事業目的としている持株会社。

おわりに

本調査の見直しにより、回答者の負担軽減を図る一方、アンケート項目の拡充などで、より正確に経済動向の実態を捉えることで、ユーザーの利便性向上にも

資すると期待される。本調査を企業活動からみた景況判断指標の一つとして、是非御活用いただきたい。

永橋 彩子（ながはし あやね）

図表 1 調査項目の見直し（法人企業景気予測調査）

	現行		見直し後
判断項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴社景況 ・ 景況感の決定要因 ・ 国内景況 ・ 売上高 ・ 経常利益 ・ 国内需要 ・ 海外需要 ・ 製（商）品・サービスの販売価格 ・ 原材料・製（商）品の仕入価格 ・ 製（商）品在庫 ・ 原材料在庫 ・ 資金繰り ・ 金融機関の融資態度 ・ 生産・販売のための設備 ・ 従業員数（の過不足） ・ うち臨時・パートの数 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴社景況 ・ 景況感の決定要因 ・ 国内景況 <div style="background-color: #f4a460; padding: 10px; text-align: center;">(廃止)</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産・販売のための設備 ・ 従業員数（の過不足） <div style="background-color: #f4a460; padding: 10px; text-align: center;">(廃止)</div>
計数項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高（半期） ・ 経常利益（半期） <li style="text-align: center;">— ・ 新設設備投資額（四半期） ・ うち土地購入額（四半期） ・ ソフトウェア投資額（四半期） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高 (年度) ・ 経常利益 (年度) ・ うち受取配当金 (年度) ・ 新設設備投資額 (年度) (注) ・ うち土地購入額 (年度) ・ ソフトウェア投資額 (年度)
アンケート項目	<ul style="list-style-type: none"> < 4-6月期 > ・ 今年度の資金調達方法 <li style="text-align: center;">— < 7-9月期 > ・ 今年度の設備投資スタンス <li style="text-align: center;">— < 10-12月期 > ・ 来年度の企業収益・設備投資見通し <li style="text-align: center;">— < 1-3月期 > ・ 今年度の利益配分スタンス <li style="text-align: center;">— 		<ul style="list-style-type: none"> < 4-6月期 > ・ 今年度の資金調達方法 ・ 今年度の設備投資スタンス < 7-9月期 > ・ 今年度の設備投資の対象 ・ トピック項目 < 10-12月期 > ・ 今年度の設備投資スタンス ・ 今年度の経常利益の要因 < 1-3月期 > ・ 今年度の利益配分スタンス ・ 今年度の設備投資計画と実績見込みとのかい離

(備考) は変更した項目。

(注) 大企業の設備投資に限り、引き続き四半期の計数を調査。

9月～12月の統計公表予定

9月下旬	固定資本ストック速報(2019年4-6月期速報)
10月 2日(水)	消費動向調査(9月分)
10月 7日(月)	景気動向指数速報(8月分)
10月 8日(火)	景気ウォッチャー調査(9月調査)
10月10日(木)	機械受注統計調査(8月分)
10月24日(木)	景気動向指数改訂状況(8月分)
10月31日(木)	消費動向調査(10月分)
10月末	地方公共団体消費状況等調査(2019年6月末時点結果)
11月 8日(金)	景気動向指数速報(9月分)
11月11日(月)	機械受注統計調査(9月分)
11月11日(月)	景気ウォッチャー調査(10月調査)
11月14日(木)	四半期別GDP速報(2019年7-9月期(1次速報))
11月25日(月)	景気動向指数改訂状況(9月分)
11月29日(金)	消費動向調査(11月分)
12月 6日(金)	景気動向指数速報(10月分)
12月 9日(月)	景気ウォッチャー調査(11月調査)
12月 9日(月)	四半期別GDP速報(2019年7-9月期(2次速報))
12月11日(水)	法人企業景気予測調査(10-12月期)
12月12日(木)	機械受注統計調査(10月分)
12月中旬以降	国民経済計算年次推計(平成30年度フロー編・ストック編)

経済社会総合研究所の研究成果等公表実績(令和元年8月～令和元年9月)

【9月】

- ・ESRI Discussion Paper No.351
「AIは労働者の代替か、補完か。」
北原 聖子、篠崎 敏明

【8月】

- ・ESRI Discussion Paper No.350
「我が国における消費格差トレンドの推定」
比嘉一仁
- ・ESRI Research Note No.50
「供給・使用表の推計における品目別商業マージンの把握に向けて
— 価格情報を活用したガソリンの商業マージン推計の検討 —」
山岸圭輔

Economic & Social Research (ESR) について

Economic & Social Research (ESR) は、内閣府経済財政政策担当部局の施策、経済社会総合研究所の研究成果等に関する情報提供を行う小冊子です。本誌のうち、「研究レポート」につきましては、広く投稿を受け付けております。詳細は投稿要綱 (<http://www.esri.go.jp/jp/esr/kenkyu-report/contribution.html>) をご覧ください。

なお、本誌の掲載論文等は、すべて個人の責任で執筆されており、内閣府や経済社会総合研究所の公式見解を示すものではありません。執筆者の肩書きは執筆時のものです。

内閣府経済社会総合研究所
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府経済社会総合研究所総務部総務課
TEL 03-6257-1603
ホームページ <http://www.esri.go.jp/>